

# 地方税法施行令等の一部を改正する政令の概要

令和3年3月  
総務省

## 1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目を定めるとともに、軽油引取税の課税免除の範囲の改正等を行う。

## 2 主な改正の内容

### (1) 固定資産税等に係る課税の特例に関する細目

- ① 自転車活用推進法に規定する市町村自転車活用推進計画に定められた一定の自転車を賃貸する事業を行う者が当該事業の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる自転車を賃貸する事業の細目を定める。
- ② 平成三十年七月豪雨に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲を定める。

### (2) 軽油引取税の課税免除の範囲の改正

鋳さいバラス製造業を営む者に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の適用対象を中小事業者等に限定する等の改正を行う。

## 3 施行期日

原則として令和3年4月1日